

和福高第572号  
和指第469号  
令和5年10月11日  
(2023年)

各指定居宅サービス事業所  
各指定介護予防サービス事業所  
各居宅介護支援事業所  
各指定介護予防支援事業所  
各介護保険施設  
各指定地域密着型サービス事業所  
各指定地域密着型介護予防サービス事業所  
各指定第1号事業所

開設者様

和歌山市長 尾花 正啓  
(公印省略)

#### 施設・事業所における虐待防止の徹底について（通知）

平素は、本市の高齢者福祉施策の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本市では高齢者の権利擁護を目的とし、各施設・事業所の皆様に研修の機会等を通じて高齢者虐待の防止についての理解を深め、虐待防止に向けた取り組みをお願いしてきたところですが、今般、市内のグループホームにおいて、管理者及び従業員が利用者の頬等を叩くという身体的虐待が発生し、行政処分を行いました。

利用者に対する虐待、不適切なケアは、利用者の身体及び人格を傷つけるだけでなく、施設及び事業所並びにそれらを運営する法人の社会的信用を損なうものであります。

各施設、事業所におかれましては、日頃から利用者の人権擁護、虐待防止に努められていることと存じますが、改めて虐待防止に必要な措置を講じていただくとともに、従業員に対して、権利擁護や虐待防止の意識の醸成を図るため、研修を実施するなど、適切な対応をお願いいたします。

また、「虐待、もしくは虐待の疑い」に係る情報提供を利用者、利用者家族、職員等から受けた場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）に基づき本市に通報する義務がありますので、速やかにご連絡いただきますよう併せてお願いいたします。

※本通知は、法人に対し送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職からご周知いただきますようお願いいたします。

## 1 参考資料

### ○和歌山市高齢者虐待防止・対応マニュアル

[http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kourei\\_kaigo/1001096/1046055.html](http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kourei_kaigo/1001096/1046055.html)

(ページ番号：1046055)

### ○和歌山県高齢者虐待防止に向けたチェックリスト

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/koureisagyakutai/>

[gyakutaicheck.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/koureisagyakutai/gyakutaicheck.html)

## 2 通報者保護に関する規定

- (1) 刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は、高齢者虐待防止法第21条第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く）をすることを妨げるものと解釈してはならない。（高齢者虐待防止法第21条第6項）
- (2) 養介護施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。（高齢者虐待防止法第21条第7項、公益通報者保護法）
- (3) 市町村の職員（本市職員）は通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。（高齢者虐待防止法第23条）

高齢者虐待の相談に関すること

福祉局 社会福祉部 高齢者・地域福祉課

電話 073-435-1063 FAX 073-435-1268

介護保険サービス事業所等の指導に関すること

健康局 保険医療部 指導監査課

電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320